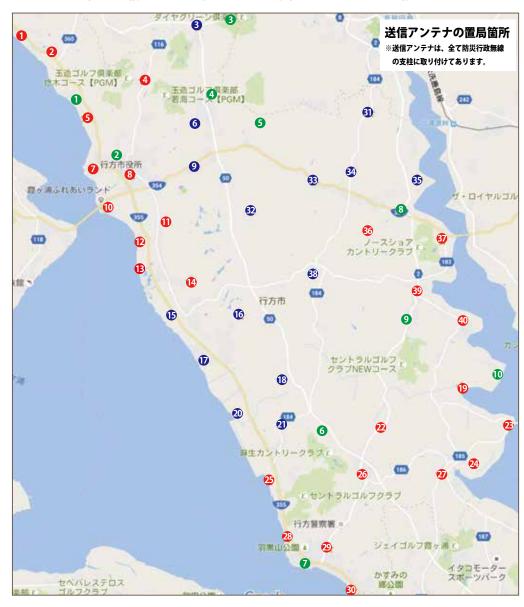
➡ 「なめがたエリアテレビ」視聴エリア拡大についてお知らせします 📁

24 カ所から発信されている放送波が、3月末までにさらに9カ所拡大されます。



視聴可能エリア

沖 洲 4 沖洲179-1 羽 生 3 羽生751-4 ◎ 捻 木 3 捻木348-7 ① 八木蒔4 八木蒔54-2 5 浜637 3 玉造庁舎 玉造甲404 高 須 1 玉造甲1929 ● 新 宿 手賀3085-1 ⑫ 船 津 手賀520 1 新 田 2 手賀1312-1 ❷ 白 浜 1 白浜261 ₫ 西蓮寺3 西蓮寺507-1 ø 新 宮 2 新宮1085-3 22 青 沼 1 青沼906-3 ❷ 宇 崎 2 宇崎1270-1 母 島 並 3 島並84 🥨 麻生11 麻生3346-11 ∅ 矢 幡 1 矢幡2027-1 ⑩ 麻生13 麻生513-3 ❷ 麻生庁舎 麻生1561-9 田 2 富田66-2 9 北浦庁舎 山田2564-10 ◎ 繁 2 繁昌47-1 ⑩ 吉 川 2 吉川833-4 昌

3月末拡大エリア

6月拡大エリア

- ❸ 上 山 2 芹沢751-13 ⑤ 緑が丘 2 玉造甲6481-2 ❷ 泉 玉造甲3609-1 ⑥ 藤 井 2 藤井739-1 ⑥ 井 貝 4 小高1135
- ∅ 小高 2 南504 № 小幡11 小幡962

追加拡大調整中

1 八木蒔 3 八木蒔86-8 2 谷 島 谷島99 1 上 山 3 芹沢923-308 2 中 山 2 芹沢1803-1 5 小 貫 4 小貫1724-3 6 南 3 南796-2 7 麻 生 5 麻生237 3 山 田 6 山田1022-1 9 繁 昌 3 繁昌1167-1 10 新宮・天掛 天掛408-3

■問い合わせ 総合戦略課 (麻生庁舎) ☎ 0299-72-0811

子育て世代包括支援センター

平成29年4月開設!! (北浦保健センター内)

~妊娠期から子育て期を切れ目なくサポートします~

妊娠期

幼児期

就学後~ 18 歳





子育て応援事業

- ・子育で広場
- 親子教室
- ・子育て ほっと!サロン

乳幼児期の子育<mark>て世代を</mark> 支援します。



☆子育てコンシェルジュ☆

子育て全般の相<mark>談窓口です。</mark> 面接・電話相談・メール相談で、 子育てに関する心配ごとへの対 応をさせていただきます。 子育て世代 包括支援センター





子育てコンシェルジュ

保健師



<u>心理発達相談</u> (アタッチメント・ケア)

就学後から 18 歳を対象に、心理発達相談員の相談が受けられます。



☆妊娠がわかったら☆

早めに母子健康手帳をもらいましょう!

※保健師が面接して、安心して、出産・ 育児ができるようお手伝いします。 子育てママの応援記念としてマタニ

ティ服をプレゼントします。

※母子健康手帳の交付場所は、北浦保健 センターのみとなります。

【問い合わせ】北浦保健センター(健康増進課)

山田 3282-10

2 0291-34-6200

飼い犬の登録と狂犬病予防注射を実施します

(定期集合注射)

平成 29 年度の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を下記の日程で 実施します。

生後 91 日以上の犬は狂犬病予防法により、「登録」と「狂犬病予防注射」が義務づけられています。

室内小型犬や猟犬も例外ではありません(全ての犬が対象です)。 愛犬と一緒に都合の良い会場へお越しください。

○登録料等

区 分	登録している犬	登録していない犬
登録手数料	_	2,000円
注射済票交付手数料	350円	350円
予防注射料金	3,000円	3,000円
計	3,350円	5,350円

○犬の登録は生涯1回

平成7年4月1日以降に済ませた登録は、その犬の生涯 にわたって有効で、毎年登録する必要はありません。

- ○狂犬病予防注射は、毎年1回受けなければなりません。
- ○届け出は環境課へ

登録した犬が死亡したり、所在地や所有者に変更があったときは届け出をしてください。

地区	日程	時間	実 施 場 所
		9:00 ~ 9:15	五町田ふるさとコミュニティセンター
		9:25 ~ 9:40	西浦地区学習センター
		9:50 ~ 10:05	今宿農村集落センター
	4	$10:15 \sim 10:30$	橋門四番組集会所
	4月9日	$10:40 \sim 10:55$	小高地区館
	白	$11:05 \sim 11:25$	島並農村集落センター
麻	_日	$11:35 \sim 11:50$	本城会館
		$13:00 \sim 13:15$	(有) 出沼喜之助商店前
		$13:25 \sim 13:40$	粗毛農村集落センター
生		$13:50 \sim 14:20$	麻生公民館
		$14:30 \sim 14:45$	新原公民館
地		9:00 ~ 9:15	井貝農村集落センター
		$9:25 \sim 9:40$	谷津農村集落センター
	4	$9:50 \sim 10:05$	四鹿杉平農村集落センター
区	月 10	$10:15 \sim 10:30$	青沼ふるさとコミュニティセンター
	百	$10:40 \sim 10:55$	石神構造改善センター
		$11:05 \sim 11:20$	太田地区館
	月	11:30 ~ 11:45	台矢幡集会所
		13:00 ~ 13:15	白浜ウォーキングセンター
		13:25 ~ 13:40	大和地区館
		$13:50 \sim 14:05$	天掛ふるさとコミュニティセンター

【問い合わせ】環境課(北浦庁舎) ☎ 0291-35-2111 ▶予防注射当日の問い合わせ ☎ 090-4597-3111 毎年 忘れずに 受けさせて ワン!

地区	日程	時間	実 施 場 所
		9:00 ∼ 9:15	前田商店
		$9:25 \sim 9:40$	行戸中央公民館
		$9:50 \sim 10:05$	南原生活改善センター
	4 月 14	$10:15 \sim 10:35$	①集荷所
北	14	$10:45 \sim 11:00$	小貫地区学習センター
	日	11:10 ~ 11:25	JAグリーンショップ武田店跡
, ,	金	$11:35 \sim 11:55$	武田地区館
浦	画	13:00 ~ 13:15	長野江田園都市センター
		$13:25 \sim 13:40$	金上農村集落センター
地		$13:45 \sim 14:00$	小舟津バス停(⑥商店付近)
"		$9:00 \sim 9:20$	要地区館
	4	9:30 ~ 9:45	南高岡農村集落センター
区	月 15 日	$9:55 \sim 10:10$	中根農村集落センター
		$10:20 \sim 10:40$	繁昌地区学習センター
		$10:50 \sim 11:05$	吉川農村集落センター
	\pm	11:15 ~ 11:30	旧北浦幼稚園
		$11:35 \sim 12:00$	行方市役所北浦庁舎

地区	日程	時間	実 施 場 所
		9:00 ~ 9:20	沖洲集落センター
		9:30 ~ 9:45	羽生地区学習センター
	4	$9:55 \sim 10:10$	八木蒔地区学習センター
	16	$10:20 \sim 10:35$	澤屋商店前駐車場
	日	$10:45 \sim 11:00$	中山消防機庫
玉	<u>目</u>	$11:10 \sim 11:25$	旧上山上組公民館
	I)	$11:35 \sim 11:45$	江北産業跡地
\#.		$13:00 \sim 13:15$	榎本農民研修センター
造		$13:25 \sim 13:40$	若海農村集落センター
		$13:55 \sim 14:25$	行方市役所玉造庁舎
地		9:00 ~ 9:15	藤井集会所
"	4	$9:25 \sim 9:40$	荒宿農村集落センター
	月	$9:50 \sim 10:10$	玉川地区学習センター
区	17	$10:20 \sim 10:35$	新田ふるさとコミュニティセンター
	日	$10:45 \sim 11:00$	手賀地区学習センター
	月	11:10 ~ 11:25	高須一本松前
		$11:35 \sim 11:55$	玉造西地区学習センター
		13:00 ~ 13:15	行方市泉配水場
		13:25 ~ 13:40	小座山農村集落センター

◇犬は家族の一員です。愛犬のためにも放し飼いはやめて、散歩の時は引き綱をつけ、排せつ物は必ず持ち帰りましょう。

高齢者福祉事業について紹介します

市では、高齢者の方が住み慣れた地域や住まいで自立した生活を送ることができるよう支援しています。サービスの利用については、介護福祉課にお問い合わせください。



事 業 名	事業概要
高齢者紙おむつ助成事業	介護保険制度の要支援者で、紙おむつの介護用品を必要とする在宅の 65 歳以上の高齢者を対象に、市指定の薬局・薬店で利用できる助成券(紙おむつ等購入料金1カ月5,000円を上限とし、1割自己負担)を交付します(1カ月のうち 15日以上の入院やショートステイを利用した者を除きます)。
介護慰労金支給事業	5月31日現在で、介護保険の要介護4・5の在宅高齢者を介護する方に、年1回一律10,000円の慰労金を支給します(入院や入所が90日以上あった場合を除きます)。
徘徊高齢者家族支援 サービス事業	徘徊の見られる高齢者を介護している家族を対象に、安心して介護できる環境を つくるため、位置情報を送信する装置を貸与し、その高齢者が身に着けることで 位置情報を介護者に知らせます。
愛の定期便事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、牛乳等の乳製品を定期的に業者が宅配するとともに、安否確認を行います。
緊急医療情報キット 支給事業	65 歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急救命時に役立つ緊急医療情報キット【情報シート(持病・連絡先等の個人情報を記載)・シール(利用者を知らせる玄関用)・マグネット(保管場所を知らせる冷蔵庫用)】を給付します。
緊急通報システム事業	65 歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、急病などの緊急時に迅速な対応を図るため、近親者や近隣協力員などの連絡体制を整備するとともに、簡単な操作で消防本部に通報できる装置を設置します。
日常生活用具給付等事業	65 歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、日常生活用具【卓上用電磁調理器、 火災報知器、家具転倒防止器具等(70 歳以上)】を給付します。
訪問理美容サービス事業	歩行困難等で、理容所・美容室に出向くことができない 65 歳以上の方で、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯または市民税非課税世帯に属する介護保険制度の要支援認定者(第2号被保険者を除く)を対象に、年6回を限度として理容・ 美容師が自宅を訪問し、散髪のサービスを行います。
在宅福祉サービス事業	要介護者・要支援者・身体障害者等で、単独での移動が困難な方を対象に、通院 および外出介護などのサービスや、日常生活を営むのに支障のある高齢者等への 家事援助のサービスを提供します。
いばらき高齢者優待制度 (いばらきシニアカード) 事業	65歳以上の高齢者へシニアカードを交付することにより、外出を促すことによって、健康増進や引きこもりの防止をし、高齢者を地域・企業・行政が一体となり支えあう社会の構築を目指しています。 また、カード裏面に個人情報(住所・氏名・連絡先等)を記載することができ、緊急事態の照会に役立つようになっています。 ※協賛店へシニアカードを提示することにより、各店に設定されたサービスの提供があります。

※各事業とも、対象者要件や利用者負担がある場合があります。

【問い合わせ】介護福祉課(玉造庁舎)☎ 0299-55-0111 (内線 121・125)

市があなたに代わって浄化槽を設置・維持管理します

~平成 29 年度 戸別浄化槽整備事業(市設置型浄化槽)~

■戸別浄化槽整備事業とは…

従来、浄化槽は個人において設置・維持管理を行っていただくものですが、本事業は市民の皆さんに代わって、市が浄化槽の設置・維持管理を行い、適正な生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るものです。

この事業を利用される場合は、浄化槽工事費用の一部を負担していただく加入分担金と、設置後に市が行う維持管理費用を毎月の使用料として納付していただくことになります。

■対象地域

麻生・玉造地区の公共下水道認可区域および農業用集落排 水事業区域を除く市内全域

■加入分担金および使用料

住宅延床面積	浄化槽の大きさ	分担金	使用料(税別)
140㎡未満	5 人槽	110,000円	3,800 円
140㎡以上	7人槽	140,000 円	4,000 円
2世帯住宅	10 人槽	190,000円	5,100円

【問い合わせ】

下水道課 施設整備グループ (玉造庁舎) **☎**0299-55-0111

■浄化槽の規格

高度処理型合併浄化槽 窒素・リン除去タイプ (BOD10mg/ ポ以下、総窒素量 10mg/ポ以下、リン1 mg/ポ以下)

■設置希望の方は…

- ①申請受付は、<u>平成29年4月3日から</u>下水道課(玉造庁舎) で開始します。
- ②申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて提出してください。
- ※申請用紙は下水道課(玉造庁舎)に直接来ていただくか、 市ホームページからダウンロードできます。
- ③設置を希望される時期の2カ月前までにお申し込みください。ただし、 $4\sim5$ 月設置の場合は事前にご相談ください。
- ④**浄化槽の設置基数には制限があります**ので、お早めにご検 討ください。

■市と個人の負担・管理区分

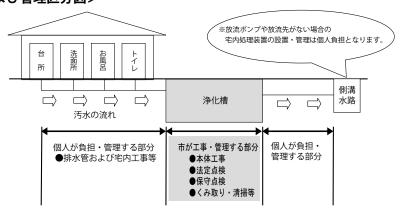
1. 設置工事に係る市および個人の負担区分

市が実施する部分	個人が実施する部分
①本体標準工事	①配管工事 → 市指定工事店へ依頼してください。
②本体工事に係る附帯工事	②宅内設備の改造や改築
	③工事の支障となる物の撤去、移転、復旧など
1	④既設浄化槽等の撤去
	⑤屋外コンセント設置工事
	⑥駐車場タイプにする場合の補強工事
	⑦処理水を道路側溝等へ放流する際の道路管理者等への許可申請
DEED!	※単独浄化槽からの入れ替えの場合、既設浄化槽の撤去費および配管工事費
	に対する補助制度があります(ただし、確認申請を伴う新築・改築は除く)。
	<u>補助額 150,000 円</u>

2. 維持管理

市が実施する部分	個人が実施する部分
①保守点検(年3回)	①浄化槽使用料
②法定検査(年1回)	②浄化槽に要する電気料
③くみ取り・清掃(必要に応じて)	③清掃に要する水道使用料
④消耗品交換・修繕(必要に応じて)	

<負担および管理区分図>



公共下水道・農業集落排水施設への接続をお願いします

市では、生活環境の向上と霞ヶ浦や流入河川の水質保全を目的として、公共下水道および農業集落排水施設の整備を進めています。

下水道および農業集落排水施設が整備された地域にお住まいで、まだ接続されていない方は、速やかに接続工事(排水設備工事)を行っていただき、ご利用されますようお願いします。

※排水設備工事は、工事に必要な専門知識と技術を持った有資格者のいる、市の指定を受けた「指定工事店」へご依頼ください。

下水道は正しくお使いください

快適な生活のために下水道の使用にあたっては、次のことに注意しましょう。

◆トイレでは

トイレットペーパー以外の紙や紙おむつなど、異物は流さないでください。

◆台所では

野菜くずや残飯、廃油(天ぷら油)などは流さないでください。

◆浴室では

排水口に目ざら(ゴミ受け)を付け、ゴミや毛髪は流さないでください。

◆下水道に危険物は流さない

ガソリン・シンナー・石油などの危険物は、下水道管内で爆発を起こす原因となるので、 流さないでください。

【問い合わせ】下水道課 業務グループ (玉造庁舎) ☎0299-55-0111

「自殺防止つながる"わ"・ささえる"わ"

茨城いのちの絆キャンペーン」実施中!

県内の1年間の自殺者数は約480人という深刻な状況です。つらいこと・苦しいことはひとりで 抱えず、悩みを相談しましょう。あなたには相談できる人がいます。

○茨城いのちの電話

つくば 029-855-1000 (毎日 24 時間)

水 戸 029-350-1000 (毎日 13 時~ 20 時)

フリーダイヤル 0120-783-556 (毎月 10 日 8時~翌日午前 8時)

○いばらきこころのホットライン(祝日・年末年始休)

平 日 029-244-0556 (9時~12時/13時~16時)

※祝日·年末年始休

土日フリーダイヤル 0120-236-556 (9時~12時/13時~16時)

※年末年始休

【問い合わせ】社会福祉課(玉造庁舎)☎0299-55-0111

麻生運動場多目的グラウンド 4月1日オープン!

現在、行方市島並地内(島並1257番地4 旧麻生中学校跡地)に建設中の麻生運動場多目的グラウンド(多目的広場、人工芝コート[フットサル、ハンドボール、テニスコート兼用])が、4月1日にオープン予定です。人工芝コートは全面使用により、8人制サッカーの利用が可能です。

多目的グラウンドの施設内容は、多目的広場と人工芝コートのほか、管理棟・あずまや4基・屋外トイレ・駐車場(普通車72台、マイクロバス5台、障害者用2台)が設置されます。また、ナイター設備も完備されていますので、午後10時まで屋外スポーツ施設が利用できます。

詳しくは、下記までご連絡ください。なお、施設使用料は次のとおりとなります。



■行方市麻生運動場 多目的グラウンド施設使用料

	単位	1時間当たりの使用料(単位:円)				
施設名		市内	市外	照明		
		中内		市内	市外	
テニスコート	1面当たり	500	1,000	500	500	
フットサルコート	1面当たり	800	1,600	500	500	
8人制サッカーコート	全面	2,000	4,000	500	500	
多目的広場		500	1,000	500	500	



【問い合わせ】生涯学習課スポーツ推進室 社会体育グループ(北浦公民館内)☎0291-35-2908

住民基本台帳の閲覧状況について公表します

平成 18 年 11 月 1 日の住民基本台帳法改正により、住民基本台帳閲覧状況の公表が義務付けられました。同法の規定に基づき平成 28 年 3 月から平成 29 年 2 月までの閲覧状況をお知らせします。

閲覧者(委託者)	閲覧事由	閲覧日	閲覧対象
(株) 日本リサーチセンター	6月全国個人視聴率調査	4月15日	橋門・船子・南地区 12 件
国土交通省関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所長	霞ヶ浦しゅんせつ事業に伴う事務	5月17日	麻生・小幡・南高岡・荒宿地区 137 件
一般社団法人中央調査	新聞および Web 利用に関する総合調査	6月23日	於下地区 24 件
一般社団法人中央調査	2016 年 10 月東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査	8月16日	長野江・三和地区 12 件
鉾田保健所長	平成 28 年度総合がん対策推進モニタリング調査	9月2日	島並地区 109 件
一般社団法人中央調査	メディア利用動向調査	10月18日	芹沢地区 14 件

【問い合わせ】総合窓口課(玉造庁舎)☎0299-55-0111

情報公開制度および個人情報保 護制度の運用状況を公表します

(麻生庁舎)

30299 (72) 0811

り、制度の運用状況を公表します。 人情報の保護に関する条例の規定によ 行方市情報公開条例および行方市個

情報公開開示請求の状況

(平成27年度)

16	件 大 数 求		
15	開示	請求に	
1	部分開示	に係る決定内容	
0	不開示	内容	

※請求の決定に対する不服申立てはあ りませんでした。

2 個人情報開示請求等の状況

(平成27年度)

個人情報取扱事務届出件数 582件

3	件 为 数 記	開示清於
3	開示	==
0	開部示分	請求に係る
0	開示 裁量的	係る決定内容
0	不開示	台

※個人情報の訂正、 止の請求はありませんでした。 削除および利用停

※請求の決定に対する不服申立てはあ

りませんでした。

3 月 1 日 ~4月2日 (月) 午後5時

平成29年度

第1回茨城県警察官採用試験



■第1次試験日

5月14日 (日)

(教養試験、 論 (作) 文試験)

一受験資格

①警察官A

と認める人 の人または人事委員会がこれと同等 平成30年3月31日までに卒業見込み 大学を除く)を卒業した人もしくは 人で、学校教育法による大学(短期 昭和59年4月2日以降に生まれた

②警察官B

験資格(学歴部分)に該当しない人 月1日までに生まれた人で、 人に限る) (平成29年10月1日から勤務可能な 昭和59年4月2日から平成11年4 ①の受

一受付期間

郵送・持参

電子申請 3 月 1 日 (水) ~ 4 月 25 日 火

(水) 午前9時

■問い合わせ

茨城県警察本部警務課 **な**0120 - 314 ーゴハッピー

(平日 午前8時~午後5時15分)

行方警察署警務課 **3**0299-72-0110

もしくは最寄りの交番、駐在所まで。 (平日 午前8時~午後5時15分)

4月から教育委員会生涯学習課 事務室が移転します

生涯学習課(北浦公民館内 **3**0291 (35) 2908

会生涯学習課が、北浦庁舎2階事務室 へ移転しますので、お知らせします。 現在、 北浦公民館内にある教育委員

■移転先

■業務開始日

4月3日 (月)

■移転するグループ

F A X プ、スポーツ推進室 社会教育グループ、文化振興グルー 話 0291 - 35 - 1785 0 2 9 1 3 5 2 1 1

※公民館業務は、 館で行います。 今まで通り北浦公民

平成29年度身近なみどり整備 推進事業の募集

農林水産課(北浦庁舎)

林の手入れを行なっています。 境税を活用し、荒廃した平地林・里山 市では平成20年度から県森林湖沼環

要がありますが、最初の整備費用は県 で負担することはありません。 の負担により市が整備するため、 実施については次の条件を満たす必

事業の対象条件

③区域面積がおおむね0・0 5 ha ②市と森林所有者、森林ボランティ ①民有林または事業実施後に森林と 用禁止などを定めた保全管理協定 ア等において、10年間の森林の転 地域の環境保全に寄与する区域 なることが確実な区域であって、 (500m) 以上の区域 が締結されることが確実な区域

整備の例

- ・平地林・里山林の整理伐等整備
- 通学道路沿いの森林整備
- 森林に侵入する竹の駆除
- 有害鳥獣(イノシシ)対策として の里山林整備等

ご相談ください。 事業内容など詳細については、 直接

国民年金のお知らせ

特定期間・特例追納制度のご案内

○特定期間について

国民年金の第3号被保険者が、配偶者(第2号被保険者)の退職やご本人の収入が増加したこと等によって扶養か ら外れた場合には、第1号被保険者への切り替え手続きが必要です。

この切り替え手続きが2年以上遅れ、時効により国民年金の保険料を納付することができなかった期間については、 届け出により年金の受給資格期間に算入することができ、年金を受け取れない事態を防止できる場合があります(た だし、年金額には反映しません)。

○特例追納について

届け出により特定期間とされた期間については、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、特定 保険料を納付(特例追納)することで年金額を増やすことができる場合があります(すでに年金を受けとっている方は、 特例追納をしても年金額が増えない場合があります)。

▶特例追納の対象期間

- ●特例追納する時点で60歳未満の方:承認があった月前10年以内の期間
- ●特例追納する時点で60歳以上の方:50歳以上60歳未満であった期間 詳しくは、ねんきん加入者ダイヤル、水戸南年金事務所または国保年金課(玉造庁舎)までお問い合わせください。

【問い合わせ】

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004 (ナビダイヤル)

※ 050 から始まる電話でおかけになる場合は、☎03-6630-2525へ

(受付時間 月~金曜日 午前8時30分~午後7時 / 第2土曜日 午前9時~午後5時)

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

水戸南年金事務所 **☎**029-227-3251 国保年金課(玉造庁舎) ☎0299-55-0111

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 春は異動の季節です シリーズ 国民健康保険

国保への届け出をお忘れなく!

手続きが必要となる主な例		必要な書類等
国民健康保険に加入するとき	ほかの市町村から転入したとき	ほかの市町村の転出証明書
	会社等の健康保険をやめたとき、また は被扶養者でなくなったとき	会社等の健康保険を喪失した証明書
国民健康保険を喪失するとき	他の市町村へ転出するとき	国民健康保険証
	会社等の健康保険に加入したとき、または被扶養者となったとき	国民健康保険証・会社等の健康保険証
	死亡したとき	国民健康保険証
	市外に住所のある学生が卒業などで学 生でなくなったとき	国民健康保険証・卒業証明書
国民健康保険証の記載内容に 変更があるとき	住所・氏名・世帯主が変わったとき	国民健康保険証
	修学のため市外に住所を移したとき	国民健康保険証・在学証明書

※異動のあった日から14日以内に届け出をお願いします。手続きの際は認め印をご持参ください。 手続きは3庁舎(玉造庁舎国保年金課・麻生庁舎総合窓口・北浦庁舎総合窓口)いずれでもでき ます。



【問い合わせ】国保年金課(玉造庁舎) ☎0299-55-0111

税金

05954

市税の納付は口座振替が便利です

今月の税金

○国民健康保険税 第9期 納付期限(口座振替日)は 3月31日です。 市税は口座振替による納付が便利です。納め忘れがなく、金融機関や市役所窓口に出向く必要もなく、安全です。

手続きは市内の金融機関窓口でできます。口座振替依頼書は、市内の銀行、 信用金庫、農協、郵便局に備えてありますので、手続きの際は預貯金通帳 および通帳登録印鑑をご持参ください。

なお、口座振替の処理には1カ月程度の期間を要しますので、新年度課税分から口座振替を依頼する場合は早めの手続きをお願いいたします。

口座振替の方は預貯金残高の確認をお願いします

市税の口座振替日は各税目の納期限日です(下段参照)。

振替できなかった市税の再振替は行いませんので、振替日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。残高 不足等により振替不能になり、その後も納付できない場合には「滞納」になり、督促手数料や延滞金が加算されます。

税目	納期限(口座振替日)
固定資産税	4期(5月・7月・9月・11月)の各月の末日
軽自動車税	5月末日
市県民税	4期(6月・8月・10月・12月)の各月の末日 ただし、12月は25日
国民健康保険税	9期(7月から3月まで)の各月の末日 ただし、12月は25日

[※]納期限が土曜日または日曜日の場合は、翌月曜日が納期限となります。

納期限内の納税にご協力ください!

納税義務

税金は、納期限までに皆さまが自主的に納めていただくものです。このことを**自主納税制度**といい、 税金本来の姿です。

市税の滞納

納期限までに納めないことを滞納といいます。

法令などにより、税金を滞納すると**督促状**が送付され、本来納めるべき本税額のほかに**督促手数料**や **延滞金**を納めなくてはなりません。

延滞金

法定延滞金は、納期限の翌日から1カ月以内の期間は<u>年2.7%</u>、その後の期間は<u>年9.0%</u>の割合で計算されます(※)。

- ※平成29年1月1日以降の割合です。
- ※延滞金は、平成26年1月1日以後、特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合(納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間は特例基準割合に年1%を加算した割合。ただし、この割合が7.3%を超える場合は年7.3%の割合)で計算されます。なお、以前の延滞金率はお問い合わせください。

滞納処分

市税を滞納したまま督促・催告しても完納されない場合には、納期限内に納付されている納税者の皆さまとの不公平をなくし税の公平性を保つため、また、行政サービスの財源を確保するため、法律に基づき、その人の**財産(給与、預貯金、保険、不動産など)**について<u>差押処分</u>を執行しなければなりません。 差し押さえた後も納付していただけない場合は、差押財産を**換価(公売等**)して滞納市税へ配当する手続きを行うことになります。この一連の手続きを**滞納処分**といいます。

滞納整理の流れ



*滞納整理の費用は、貴重な市民 サービスのための財源(市税) から支払われることになります ので、税金は納期限内に納付さ れますようお願いいたします。

■3月2日実施の不動産公売結果については、4月号にてお知らせします。

問い合わせ 収納対策課 (麻生庁舎) 25 0299-72-0811